

## 市有地除草業務仕様書(北区・手稲区)

札幌市が受託者に委託する管財部所管の市有地除草業務(以下「業務」という。)の仕様を以下のとおり定める。

### 1 業務の目的

本業務は、管財部が所管する札幌市所有地の環境整備のため除草を実施し、財産の適正管理を図ることを目的とする。

### 2 業務の仕様

- (1) 雑草・植物類は、**草丈5センチメートル以内に刈り取り**、刈草は搬出するものとし、適正に処理すること。
- (2) 作業箇所内に塵芥等があった場合は、収集して適正に処理すること(刈払機の使用、片付け・処理に伴うものを含む。)
- (3) 単管柵及び木柵が設置してある施工地については、柵は市有地の内側に設置されていることから、**境界線付近の刈り残しの無いように配慮すること。**
- (4) 全ての施工地において、施工前、施工後の草高の写真を添付すること。なお、施工地が広大な場合は複数箇所を撮影すること。
- (5) 不法投棄及び特定外来生物(植物)を発見した場合は、すみやかに管財課へ報告すること。また、業務完了時に提出する記録表の特記事項に「特定外来生物あり」と記載し、種名及び図面への生育範囲の記載、写真を添付すること。  
なお、特定外来生物の見分け方については「特定外来生物ハンドブックー植物編」や環境省ホームページを参照すること。すでに札幌市内ではオオハンゴンソウ、オオキンケイギク、オオフサモの3種類が確認されている。

### 3 除草施工予定箇所

別添のとおり

### 4 履行期間

契約締結日から令和2年10月31日までとする。

### 5 除草施工回数

2回(1回目の作業は令和2年7月31日までに終了させること。また、2回目の作業は令和2年9月1日以降に開始し、履行期間中に終了すること。)

### 6 業務計画及び実施状況

受託者は、各回の業務の実施にあたり、各地区担当者と事前に作業日程について協議し、作業日程予定表に作業担当者の連絡先を記載の上、提出すること。

### 7 安全管理等

受託者は、刈払機を行う際に作業区域内に安全施設を設置し、小石などの飛散防止対策を講ず

ること。

また、地元住民等に迷惑を及ぼすことのないよう十分注意し、万一、苦情や要望等があった場合は速やかに本市担当へ報告し、その指示に従うこと。

#### 8 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境方針（平成27年9月1日）に基づき、環境に与える負荷を低減するように努めること。また、施工箇所毎に別紙「環境負荷低減に係る実施報告書」を作成し、業務完了時に提出すること。

#### 9 再委託等の禁止

業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、役務の性質上特にやむをえないと本市が認めた場合は、この限りではない。

#### 10 完了検査

各回の業務が完了した場合は、業務完了届に施工前と施工後の写真を添付し、更に現場位置図（両面コピーのもの）を付けて検査を受けること。